

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働のまちづくりの推進と公共の福祉に資することを目的として、まちづくり活動のために新規設立する市民団体の活動及び組織づくりに要する経費に対して交付する合志市まちづくり団体設立支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、合志市補助金等交付規則（平成18年合志市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内を主に活動拠点とし、まちづくり活動を開始しようとする新規団体
- (2) 構成員の過半数が本市に在住又は在勤をし、5人以上で構成される団体
- (3) 会則、事業計画、予算及び決算を示すことができる団体
- (4) 入会に制限のない市民に開かれた団体
- (5) 団体の設立に際し、他の公的助成を受けていない団体
- (6) 地域づくりネットワークに加入できる団体

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利、宗教及び特定の政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 個人の趣味的活動等を主たる目的とする団体
- (3) その他、活動の内容等がまちづくり活動と認められない団体

(補助金額及び交付回数の制限)

第3条 補助金額及び交付回数の限度は、次のとおりとする。

- (1) 団体の設立及び組織づくりに要する経費とし、1団体あたり10万円を限度とする。
- (2) 補助金の交付は、団体設立の初年度に限る。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼（ただし、当該補助団体の会員を除く。）
- (2) 研修費等の参加料

- (3) 消耗品費及び印刷製本費
- (4) 郵便料
- (5) 事務用備品（ただし、対象経費は上限5万円とする。）
- (6) 会議時のお茶代等
- (7) その他、団体設立のために市長が必要かつ適正と認める経費

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。